

2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 審	総 数		設定区部分林		旧償部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 23 年 3 月 31 日	667	2,994	-	-	-	-	69	265	150	474	15	234	23	101	410	1,919
平成 24 年 3 月 31 日	649	2,948	-	-	-	-	57	215	151	483	15	234	23	101	403	1,915
平成 25 年 3 月 31 日	648	2,941	-	-	-	-	56	209	151	483	15	234	23	101	403	1,914
平成 26 年 3 月 31 日	646	2,934	-	-	-	-	56	209	150	481	15	234	23	101	402	1,908
平成 27 年 3 月 31 日	648	2,949	-	-	-	-	56	209	150	481	15	234	23	101	404	1,923
石川	1	2													1	2
福井	10	28					1	5	2	13					7	10
三重	32	82					1	5	8	18	1	8			22	51
滋賀	15	27							3	4					12	23
兵庫	67	219					5	14	13	31					49	174
和歌山	117	806					2	12	20	96	1	18			94	681
鳥取	37	259							2	7	5	49			30	204
島根	53	246							16	51	2	48	6	27	29	120
岡山	68	193					4	15	19	59			7	31	38	88
広島北部	65	423					15	54	13	51	5	93	10	43	22	183
広島	89	210					23	90	27	40	1	19			38	61
(京都大阪)	19	37					3	6	3	9					13	23
(奈良)	66	396					2	10	20	93					44	293
(山口)	9	19							4	9					5	10

- 1 本表は、分収造林台帳より作成した。
- 2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)
- 3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)